広報 横芝

この広報は各家庭に洩れなく配付します。
発行所・千葉県山武郡横芝町役場（電話）横芝 32・249・339

11月	固定資産税	4期	の納期です
	国保税	6期	
	有線使用料	4期	
12月	町県民税	4期	
	国保税	7期	
1月	国保税	8期	横芝町
	有線使用料	5期	

11月は申告所得税第2期分の納期です
◎納税は便利な預金口座振替制度の御利用を。税務署

選挙人名簿の登録手続きが変りました

転出入の際申告が必要

御存知のとおり、いままでの選挙人名簿は毎年九月十五日現在で作成する基本選挙人名簿と、選挙のある毎に作成する補充選挙人名簿の二通りがありましたが、今度法律の改正によって、皆さんからの申出に基いて「永久選挙人名簿」を作成して、総てこの名簿によって選挙が行なわれることになりました。

この名簿は、今までの名簿と異って、一度その町村で登録されますと、他の町村に転出されるとか、又は逝くなられる等の理由で、その選挙権を失なわない限りは何時までもそのままに据置かれる訳です。

さて、この「永久選挙人名簿」は、今年の六月二十日現在をもって皆様の御協力をいただいて行なった住民実態調査の結果に基いて作成し、有資格者の方のことについては既に回覧によってお知らせしたとおりで、この人達は全部登録されている訳です。

それでは、其後に選挙権を取得された方はどんな手続きが必要であるか、ということについて述べて見ましょう。

まず、皆さんから役場内の選挙管理委員会に申出ていただきます。その資格は、日本国民で横芝町に住んでいる満二十才に達した者、又は満二十才以上で新らしく横芝町に移住して来た者が該当します（他町村から横芝町に転入して来た人は、前住地の町村選挙管理委員会発行の異動についての証明書【登録証明書又は未登録証明書】を持ってくることが必要です。）これと反対に横芝町から他町村に転出する場合には、横芝町選挙管理委員会発行の同証明書を持って行かなければなりません。こうして、それぞれ申告を受けた各選挙管理委員会では、毎年三月と九月の一日を押えて、選挙権を持つ人で、その町に三ケ月以上引続いて居住していたことを調査確認の上前記「永久選挙人名簿」に登載する訳であります。

以上申上げましたとおり、今までは投票する資格を持つ人は例え基本選挙人名簿に登載洩れであっても、選挙の都度作成する補充選挙人名簿に登載してもらえたのですが、これからは補充選挙人名簿の制度がありませんので、どうしても、転出入の度毎に関係町村の選挙管理委員会に出向いて＝関係証明書の交付請求と、その証明書の提出＝所定の手続きを済まされるようおすすめいたします。

◎尚、名簿の閲覧は役場の勤務時間内であれば、何時でもできるようになりましたし、登録及証明書交付も同じく何時でもできますので、「後でいいだろう」といわれず、直ちにすべての手続きをすまされ又、登録氏名の誤りや脱漏を防ぎ、与えられた公民権の行使を大切にいたしましょう。

×　×　×

▲議会だより▲

◎昭和四十一年九月十四日付昭和四十一年九月十七日午後一時招集のもの。

○第一号議題　昭和四十一年度横芝町一般会計補正予算議定について（教育費、農林水産業費を主として、歳入、歳出それぞれの八八四万七千円を追加し、総額それぞれを二五六、七七三千円にするもの）○第二号議題　同横芝町老人ホーム特別会計予算議定について、○第三号議題　同有線放送電話特別会計補正予算議定について、○第四号議題　横芝町職員定数条例の一部を改正する条例制定について（公社接続に伴ない有線放送電話職員を一名増員するもの）○第五号議題　町の境界変更について（北清水地籍の一部を光町木戸地籍に、光町木戸地籍を北清水地籍に、それぞれ編入するもの）○第六号議題　千葉県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約制定について、（新たに「佐倉市」「印旛し尿処理組合」「佐倉市、習志野市、酒々井町葬祭組合」其他を加えるもの）以上六議題を審議決定した。尚、此の議事の前に、空港公団の畑用地係長、県空港調査室の鈴木副主査の両係員を招き、国際空港設置について横芝町の立場並被害及利益等の事情を聞く等の研究が行なわれた。

◎昭和四十一年十月二十五日付昭和四十一年十月二十八日午前十時招集のもの。

○第一号議題　昭和四十年度横芝町一般会計決算認定について、○第二号議題　同有線放送電話特別会計決算認定について、○第三号議題　同国民健康保険特別会計決算認定について、○第四号議題　同老人ホーム特別会計決算認定について、○五号議題　同横芝町住宅改良資金貸付事業特別会計決算認定について、○第六号議題　昭和四十一年度横芝町一般会計補正予算議定について、○第七号議題　職員団体の登録に関する条例制定について、（千葉県市町村公平委員会との間に行う登録及届出等に関する事柄を規定するもの）○第八号議題　職員団体のための職員の制限の特例に関する条例制定について、（執務中の組合活動等に対する制限等を規定するもの）○第九号議題　横芝町有線放送電話施設の設置及管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、（緊急通話及公社接続についての料金を規定するもの）○第十号議題　寄付の申入れについて、（木戸台地先の用地を県道用地として町が買収し、これを県に寄付申入れするもの）○十一号議題　専決処分事項の報告について承認を求める件、（防災会議条例の制定について（委員の定数を改める＝一名増＝もの）○第十二号議題　収入役選任について同意を求める件、（現収入役土屋直勝氏を選任することの同意を求めるもの）○第十三号議題　人権擁護委員の推せんについて意見を求める件、（任期満了となった人権擁護委員、中村淳、平山喜代次の両氏を再び推せんすることについて意見を求めるもの）○第十四号議題　土地買収契約について、（東洋高圧所有の栗山地先用地を町が買収しようとするもの）以上十四議題を審議決定した。

交通安全旬間の成果あがる

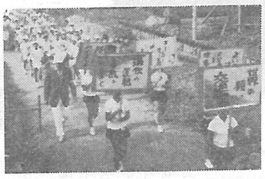

プラカードを先頭にパレードする横小の児童

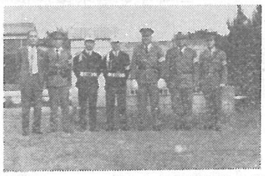

関係者　　右から横芝警察署山本
警察官・同吉川警察官・同怒賀所長・
渡辺交通指導員・萩原交通指導員・平
山助役

横芝町交通安全協会では、成東警察署及横芝幹部派出所と協力し、去る十月十一日から二十日までの十日間、恒例の全国交通安全旬間の行事を展開した。十一日に実施した学校児童教員を主軸として町長、横芝警察署幹部派出所長、助役、安全協会役員、PTA役員、交通指導員等が参加してのパレード（一部別掲）をはじめ、町内各交叉点の交通指導、座談会等による効果は

交通安全対策協議会発足の目安が付いたこと、児童のPRにより世の大人達が交通事故の恐ろしさを再認識したこと、又新らしく発令された交通指導員がそのスマートな制服とともに民衆交通指導の陣頭に立つようになったこと等があげられよう。

「咽元すぐれば熱さ忘れる」日本人の悪い癖だという。○デー、××週間、△△月間そして後は、…「忘却とは忘れ去ることなり」…とあってはならないと思う。誰か自覚してダンプカーに突当り、乗用車の下敷になる者があろうか、ましてや被害者となった我身を考えた時脊筋に氷を入れられた感を持つ者は筆者ばかりではあるまい。車のハンドルを持った時、道路の角に立った時、あの児童達の鼓笛隊の響きを、そしてプラカードの文字をいま一度想いおこして見ようではないか。

【踏切事故防止のカギ】

○自動車には、赤旗、赤色灯、発煙筒等を備えましょう。

○踏切上で車が動かなくなったら、まず列車を止めましょう。

○踏切りでは必らず一時停止と左右確認をしましょう。

○警報機が鳴り出したら必らず車を止めましょう。

○踏切上の変速は止めましょう。

○列車が見えたら決して急がず通過するのを待ちましょう。

○せまい踏切りを無理に通るのは止めましょう。

有線放送の条例が一部変更

時間外通話は百円の場合も!!

公社接続以来、極めて高度の御利用をいただいている有線室では、十月末現在の一日平均通話回数が三千件を越え百二十回線をフルに使用しても間に合わず「呼出が遅い」「話中が多すぎる」とお叱りをいただいております。そこでアンケートを出していただく等「何とかしてお叱りを少なくすること」をいろいろ研究し、又運営委員会にも諮って見ました。

アンケートの結果は、回答数一、二八三　これを項目別に見ますと、

○使用料を値上げして人員を増やす。　四九
○通話時間を制限して超過料金を徴収する。　二五六
○全部を度数制にする。　三二二
○公社との接続だけ度数制にする。　三五〇
○いまのままでよい　一五八
○町と委員会に任せる　一四八

以上の通りになっています。

其他の意見としましては、△約束通り三年間値上げをするな。△職員の訓練が足らない。△時間制限を強化せよ。△使用回数により料金を制限せよ。△緊急呼出しを正常にして、正しい緊急通話を確保せよ。等がありました。

総括的には「非常用通話を制限し、通話時刻も長引くものを指導して慾しい。又使用度数が多くても、すくなくても料金が同じなのは不公平だ何とか均衡をとるようにせよ。」ということになります。

このことについては、去る十月二十一日に有線放送運営委員会を開催して、

◎公社接続通話については、総て一回十円宛の手数料を徴収する。（但し自分が申込んだ場合に限る。）

◎緊急通話は、一回百円の接続手数料を徴収する。（但しその用件が、医師、病院、助産婦宛の連絡、若しくは火災、天災地変等の場合、関係公的機関との連絡に関するものは無料とする。）ことが答申され、更に十月二十八日の議会で条例が議決され、十一月一日から施行されることになりました。よろしくお願いいたします。

◎尚今まで公社線だけの所有者が有線にかける場合、一回二十円でしたが、これは十円に改められました。

収入役土屋直勝氏再び選任

人権擁護委員も再推せんに決定

収入役土屋直勝氏と人権擁護委員中村淳氏及平山喜代次氏の任期がそれぞれ終了したので、土屋直勝氏を再選任、中村、平山両氏を推せんすることの了承を町議会に求めた結果、満場一致で了解決定された。

ふる里の話題（樹木）〔六〕

今切の松林

上堺小学校前の県道を真直ぐに海岸方面に下り、T字路に突当ると、そこが俗に言う今切山で、苔の多い黒松の林が続いている。此の辺り一帯は横芝町屋形字今切と呼ぶのが正しく、地図を開いて見ると、屋形字南川岸と屋形字立合の間にあって南は白砂の九十九里海岸に連なっている、いわゆる、朝に松籟を聞き、夕に汐騒を聞く、という風影の地でもある。

昔、此の付近一帯は、黒松が密生して昼尚暗く、樹齢三百年に余り、周囲二米程の老樹が辺りを圧していた、そして、一度此の林に分け入り五米も離れるとお互いを見失ってしまうような所であったという。明治の始め頃からは農林省で魚つき保安林に指定していたようである。今此の今切を横に通っている（T字路の横路線）県道は、大正の初期に施行された耕地整理の折整備されたもので、それ以前は、今より稍々上に幅員僅か二米程の小路が樹間を縫っていて、これが上総と下総を結ぶ唯一の要路であった。

鰯の大群がこの沖に押寄せ豊漁の旗が連日ひるがえる頃は丁度松の開花期にあたり、花粉は辺りに香りをただよわせて夏来るを知らせてくれた、

元禄の昔、俳聖松尾芭蕉は

ほととぎす
啼くや黒戸の大鰯

と名句を吟じている。

さて、此の黒戸（畦戸）の浜には異説もあるが、隣村蓮沼村の旧家石橋氏宅に代々伝わる古文書によれば「九十九里浦黒戸の浜」とあるので、黒戸は九十九里沿岸説を採ったのである。この浜の十二粁沖合には細長い島があって風影至って絶佳であったが惜しくも元禄の大地震に海中に陥没してしまったがその鳥根は今も残ってこれをカンコ根と呼んでいる。

天保十二年三月、勤王詩人梁川星巌が妻の香蘭女子を伴なって房総遊歴の途中、屋形の海保沙村正恒宅に逗留中、勤王の志士が来り会し、良く此の今切山中に国事を談じたと伝えられている。

月移り、星変わり、九十九里海岸十六里余りの間にも希に見る旧蹟である松林も、時代の変遷は最も古木であった部分六反有余は終戦後指定解除になり畑地或いは宅地になったが、県道下一町歩余りは今尚保安林としてその役目を果している。

◎此の文章は、町誌編纂委員海保忠氏の寄稿によるもので、同氏は参考書籍として、
海保沙村家文書
石橋家文書
浪淘集
を用いた旨付言されております。

＜写真は　今切の松林＞

たばこは
町内で
買いましよう